

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和元年 8 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

市民生活部健康ほけん課

第 2 監査の期間

令和元年 5 月 20 日（月）、21 日（火）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 契約事務について

予定価格が、契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合には、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例や見積書を徴していない契約、契約書に仕様書の添付がない事例が見られた。

また、国立大学法人長崎大学に業務委託を行っている平戸市地域医療人材育成業務は、当初契約額と実績額に20%を超える減額があっているが、変更契約がされておらず、事業報告では完了検査調書も作成されていない。関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1. 大島診療所管理業務委託について

本業務は、大島診療所等の取締り、到着文書等の収受、救急患者の受付等を業務内容として、個人と委託契約を行っている。一方、基準業務書では、受託者には管理人室として診療所敷地内の建物を利用し家賃を無償とするが、電気料、水道料、ガス代は別途計算する額を受託者が負担することとなっている。これは舎監のような生活のもと管理業務を行なうことに等しい。

なお、平成30年度の委託料は2,147,945円である。委託業務の必要性と業務内容や労務形態、委託料等について精査されたい。

【意見】

1. 特定健診勧奨訪問事業について

特定健診の受診率向上を目的として健康づくり推進員活動がなされているが、推

進員活動を補う業務として、特定健診勧奨訪問事業が実施され、平成 29 年度は 556 件の戸別訪問がなされている。しかしながら、当事業の成果が推進員活動の実績に反映されていないので、当事業の役割について考慮されたい。

2. がん健診の受診率の算定方法について

40 歳以上を対象者とする大腸がん検診等について、旧基準での対象者は、『40 歳以上の人口－40 歳以上の就業者数＋農林水産業従事者数－要介護 4・5 認定者』となっていたが、国は平成 28 年度からは対象者を『40 歳以上の人口』とする新基準を設けている。しかしながら、平成 30 年度事業概要では、旧基準で算定しており、大腸がん受診率を例にとると、平成 28 年度は 21.2%、平成 29 年度は 19.8% となっているが、新基準ではそれぞれ 12.8%、11.9% と差異が生じる。一方、県や国には新基準に基づく報告となっており、平戸市においては 2 種類の算定値を使用していることになる。がん検診率は保健行政上極めて重要な指数であり、根拠を明確にするとともに一元化された数値で示すことが望ましく、検討されたい。

第 6 むすび

国民健康保険財政調整基金(国保財調基金)については、平成 25 年度末に 609,602 千円あったものが、平成 30 年度末で 34,513 千円となっている。これは、平成 30 年度から国保財政の仕組みが変わり県の国保特別会計から市町村の国保特別会計へ保険給付費等が交付されるようになったため、それ以後は市国保会計へのリスク要因が減少することを見据え、国保財調基金からの充当により国保特会の運営がなされてきたと推察される。その結果、平成 25 年度に医療分の保険税率改定後は、平成 28 年度まで医療分、後期高齢者支援金、介護分の保険税率は据え置かれ、その後、国保財調基金残高の減少に合わせ平成 29 年度に医療分及び介護分の税率を上げ、平成 31 年度には後期高齢者支援金分を加えて保険税率を改定している。被保険者 1 人当たり国保税額は、平成 25 年度に 71,644 円が平成 30 年度は 89,544 円となっている。一方、平成 30 年度からの国保財政の仕組みでは、県が設置する財政安定化基金から保険税収納不足額を無利子貸付ができるとしているが、平成 29 年度決算では、県内 13 市中、被保険者 1 人当たりの国保財調基金保有額は 3,282 円で、基金を保有していない 1 市を除くと下位から 2 番目であり、上位 1 番目の 10 分の 1 以下となっている。市の国保財調基金のあり方、活用について留意すべきものと考えらる。

特定健診受診率は、平成 28 年度は 51.7%、平成 29 年度は 56.7% であり県平均受診率に比べても高く、特定保健指導においても保健指導終了者割合が平成 28 年度に 59.2%、平成 29 年度に 62.8% となっている。また、特定保健指導 3 項目(血糖、血圧、脂質)の検査値や健診受診者、未受診者一人当たり 1 ケ月の生活習慣病にかかる治療費の差位なども数値化されており、さらなる受診の啓発材料として積極的に活用されたい。

健康ほけん課の業務のうち、健康増進、各種健診・保健指導、食生活改善事業は、

市民一人ひとりの生活習慣の改善を喚起する業務として高齢社会を支えているといえる。今後とも市民が健康で安心した生活が送れるよう、的確な支援がなされることを望みます。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。